

別表（第5条、第6条、第9条関係）

区分		交付基準	確認書類	有効期間
身体障害者 （※1）	視覚障害	4級以上の者	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害	3級以上の者		
	平衡機能障害	5級以上の者		
	肢體不自由	上肢 2級以上の者 下肢 6級以上の者 体幹 5級以上の者		
	脳原性運動機能障害	上肢機能 2級以上の者 移動機能 6級以上の者		
	内部障害（免疫機能障害を含む）	4級以上の者		
	知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	介護保険被保険者証	
上記の区分に準ずる者			次に掲げる全て ・「区分」に対応した確認書類（難病患者の場合は「登録者証（指定難病）」） ・医師の診断書又は医師若しくは療育機関等の意見書	
妊娠婦（※2）		母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1年までの者	母子健康手帳	母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1年
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全て ・医師の診断書又は意見書 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	必要と認められる期間。ただし、5年を上限とする。 (期間が明らかでない場合は1年以内)

（※1）同一部位に関する障害が重複し、要件該当級以上である場合は、当該区分の総合級により判定する。

（※2）妊娠婦として交付された利用証については、乳児出産後は当該乳児を同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。